

第 27 回長野県障がい者文化芸術祭

「作 品 展」 募 集 要 項

1 趣 旨

県内で文化芸術活動に取り組んでいる障がい者の作品を紹介し、その作品の豊かな感性に触れることで、障がい者の文化芸術活動への理解を深め、この活動の一層の振興と社会参加の促進を図ることを目的とする。

2 主 催

長野県

長野県障がい者文化芸術祭実行委員会

3 展示日時・場所

(1) 展示日時

令和 6 年 9 月 28 日（土） 9：00～16：45

9 月 29 日（日） 9：00～16：00

(2) 展示場所

長野県障がい者福祉センター「サンアップル」（長野市下駒沢 586）

※本展開催後に「WEB 展示会」として、ウェブサイトにて入賞作品の紹介や展示風景の掲示を行う。（作品のご応募にあたっては予めご了承ください）

4 応募資格

県内に住所を有する障がいのある方

5 応募規定

(1) 部 門

ア 絵画 イ 手芸 ウ 工芸 エ 書道 オ 写真 カ 文芸※

※文芸部門に関する応募規定及び作品審査に関する事項等は別の募集要項にて定める。

(2) 応募点数

文芸部門を除くいずれかの部門で、個人作品 1 点、グループ作品 1 点とする。

(3) 作品の規格・条件等

応募作品は、令和 5 年 8 月以降に制作したものとし、原則として次の規格とする。グループによる共同作品については、各部門に定めた規格以内のものまで出品できるものとする。

なお、規格外および条件を満たさない作品も出品できるものとするが、作品審査・表彰の対象とはならない。

ア 絵画部門

(ア) 規格は 20 号サイズ（額縁を含めて 90cm×77cm）以内（共同作品は 80 号サイズ

（額縁を含めて 163cm×127cm）以内）とする。

(イ) 油絵で出品の場合は、仮縁で額装する。

(ウ) 作品は額装し裏面に紐を付けるなど壁面展示できる状態にする。

イ 手芸部門

(ア) 作品は、編物、刺繍、パッチワーク、切絵、ちぎり絵、折り紙などとする。

(イ) 規格は次のとおりとする。

平面作品（壁面展示）180cm×180cm 以内

立体作品（台置きを想定した作品）高さ、幅、奥行きが各60cm 重さ20kg以内
（共同作品は高さ、幅、奥行きが各120cm 重さ40kg以内）

（ウ）平面作品は、**掛け紐をつけるなど壁面展示できる状態**にする。

ウ 工芸部門

（ア）作品は、**陶芸、染織、漆芸、金工、木竹、人形など**とする。

（イ）規格は次のとおりとする。

平面作品（壁面展示）180cm×180cm以内

立体作品（台置きを想定した作品）高さ、幅、奥行きが各60cm 重さ20kg以内
（共同作品は高さ、幅、奥行きが各120cm 重さ40kg以内）

（ウ）平面作品は、**掛け紐をつけるなど壁面展示できる状態**にする。

エ 書道部門

（ア）応募作品は、書体を問わない。

（イ）規格は額または表装のサイズで、200cm×105cm以内（共同作品は240cm×210cm以内）とする。

（ウ）作品は剥がれることのないよう、**額装または表装（簡易表装も可）し、裏面に紐を付けるなど壁面展示できる状態**にする。

オ 写真部門

（ア）応募作品は、モノクロまたはカラープリントの単写真とする。

（イ）規格は額のサイズを除いて、四つ切ワイド判(25.4cm×36.5cm程度)までとする。

（ウ）額装またはパネル仕立てにして、**裏面に紐を付けるなど壁面展示できる状態**にする。

（エ）作品名の横に、必ずカメラの種類を記入する。（デジタルカメラ、フィルムカメラ、スマートフォンなど）

（4）出品上の注意

ア 展示に際し、**組み立てが必要な作品については、完成後の写真及び組み立て説明図等を必ず添付**すること。

イ **作品の形状、重量または額装や表装の不備、掛け紐や金具の取り付けがなされていないなど著しく展示が困難な場合は展示できないものとする。**

ウ 額装、容器等を使用する場合は、**破損のおそれのない強固のものとする。**

エ **出品時には作品が破損しないよう、しっかりと梱包を施す。**

6 出品料

無料とする。

7 応募手続き等

（1）申込先

原則として住所を有する県内の市町村障がい福祉担当課（施設利用者、児童・生徒等関係機関は、一括取りまとめて所轄の市障がい福祉担当課、保健福祉事務所に提出のこと）

（2）申込み方法

応募者は、出品申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、各申込先に提出する。出品申込書の取りまとめ・管理は各市障がい福祉担当課、保健福祉事務所で行う。

（3）申込み締切日

令和6年8月9日（金）

（4）作品目録作成

市障がい福祉担当課、保健福祉事務所は、申込書によって提出された出品予定作品を取りまとめ、8月23日(金)までに出品目録(様式2号)を作成して、実行委員会事務局へ提出するものとする。

(5) 作品搬入締切日

応募者は破損等を防ぐために作品を必ずクッション性のもので梱包し、出品カード（様式第3号）を持参の上、9月13日（金）までに申込先へ搬入するものとする。

8 会場への搬入、搬出手続き等

(1) 作品搬入・展示

前項の申込み・搬入をした作品は、出品カードを添付して、市障がい福祉担当課、保健福祉事務所で一括取りまとめ、9月25日（水）午後1時30分から午後3時30分までの間に展示会場へ直接搬入・展示するものとする。なお地域ごとの搬入開始時間は次のとおりとする。

作品搬入開始時間

ア 中南信地域各市障がい福祉担当課、保健福祉事務所 午後1時30分から

イ 東北信地域各市障がい福祉担当課、保健福祉事務所 午後2時30分から

(2) 作品搬出

作品搬出は、9月30日（月）午前10時から市障がい福祉担当課、保健福祉事務所で一括取りまとめて行う。

9 応募作品の返却

市障がい福祉担当課、保健福祉事務所で一括取りまとめの上、応募者に返却する。

10 作品の展示

作品の展示は、主催者が行う。

11 作品の審査・表彰

(1) 作品審査は、各部門の専門家に依頼する。

絵画部門 信州美術会

手芸部門 信州美術会

工芸部門 信州美術会

書道部門 長野県書道協会

写真部門 長野県写真連盟

(2) 各部門別に次のとおり賞を贈る。

最優秀賞（長野県知事賞） 1点

優秀賞（長野県教育委員会賞） 3点

（長野県社会福祉協議会長賞）

（実行委員長賞）

特別賞（実行委員長賞） 若干

奨励賞（長野県障がい者福祉センター所長賞） 若干

(3) 審査選考日 9月26日（木）午前に行う。

(4) 審査結果の発表は、9月26日（木）午後に入賞者へ連絡する。また、展示会場や後日ウェブサイトでも行う。

(5) 他の美術展等で受賞した作品は審査対象外とする。

(6) 昨年度最優秀賞受賞者の作品については審査対象外とする。

(7) 入賞作品が他美術展等での受賞の作品であることが確認された場合、作品審査後であっても、その入賞を取り消す。

12 事務局

事務局は、長野県障がい者福祉センター内に置く。

住所 〒381 - 0008 長野市下駒沢586 電話 026-295-3111 ファックス 026-295-3511

E-MAIL:sunapple@avis.ne.jp

13 その他

- (1) 作品の保管については、万全の注意をもって取り扱うが、故意あるいは重過失があった場合を除き、不可抗力による作品の損傷に対しては、主催者はその責任を負わない。
- (2) 本作品展に係る個人情報等の取扱いについては、出品申込書の提出をもって、下記3点の事項を同意したものとみなす。
 - ア 個人情報は（WEB 展示会含む）本作品展のみの目的で使用する。なお「氏名・グループ名」もしくは「作者氏名」、「作品名」、「市町村」、「年齢」、「障がい種別」については、本作品展や報道機関の報道及び下記イ、ウの事項に限って公表する。
 - イ 主催者側で撮影した出品作品の写真著作権は、主催者側に帰属し、文化芸術祭開催後、主催者が文化芸術祭関連事業（広報・報告・ウェブサイトでの作品紹介や展示風景の掲示等）及び、県の施策に関する広報に限って使用する。
 - ウ 報道機関が撮影した写真・映像が新聞・雑誌・関連ホームページに記載、また放映されることがある。
- (3) 優秀作品（最優秀賞・優秀賞）は、長野県障がい者文化芸術祭「優秀作品展」開催のため、文化芸術祭終了後から優秀作品展終了までの間、実行委員会事務局で保管する。（展示場所：県内各地で巡回開催の予定。開催会場は決まり次第、周知する。）